

## サービス利用規約

株式会社インフォーマット（以下「甲」といいます。）が提供するBtoBプラットフォームその他の各種サービス（以下「甲サービス」といいます。）の利用を希望する申込者（以下「乙」といいます。）は、本則と特約からなる以下のサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に従い甲サービスを利用するものとします。

なお、本則は乙が利用する全ての甲サービスに適用され、各特約は乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する場合に、本則と合わせて適用されるものとします。特約と本則の内容が異なる場合は、特約の内容が優先して適用されるものとします。

### 《パートナー特約》

乙は、パートナー（甲サービスの利用申込書又は甲所定の申込フォームに、パートナーとして記載されている者をいいます。以下同じ）を経由して甲サービスの利用を申し込む場合、以下の特約（以下「パートナー特約」といいます。）に従い甲サービスを利用するものとします。

### 第1条（パートナー）

1. 乙は、パートナー特約の次に続く本規約の本則（以下、パートナー特約において「本則」といいます。）及び特約に定める甲に対する全ての義務（甲サービスの提供が甲以外の第三者（以下「提供元」といいます。）により為される場合は、当該提供元に対する義務を含みます。）を、パートナーに対しても同様に負うものとします。
2. 乙が甲サービスを利用するにあたり締結する契約（以下、パートナー特約において当該契約により乙が利用する甲サービスを「本サービス」といいます。）に関する業務（当該契約の変更及び解約に関する業務を含みます。）、及び本サービスの稼働等の業務、並びに本サービスに関する月額その他の使用料、セットアップその他の費用及び料金等の請求及び回収等の業務は、パートナーにより、パートナー所定の手続及び方法で行われるものとします。
3. 本則第11条（損害賠償責任）の規定により甲に適用される免責その他の事項は、甲をパートナーと読み替えてパートナーにも適用されるものとします。
4. 本則第13条（反社会的勢力の排除）の規定は、甲をパートナーと読み替えてパートナーにも適用されるものとします。
5. パートナーは、本サービスに関し知り得た乙のデータ、内容、情報を、善良な管理者の注意をもって取扱い、乙の承諾なく第三者に開示・漏洩しないものとします。

## 《本則》

### 第1条（サービスの利用の申込及び利用契約の成立）

1. 乙は、本規約を承諾の上、甲サービスの中で乙が利用を希望するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について、甲所定の申込手続（以下「本申込」といいます。）を行い、甲が乙に対し本サービスで使用するためのIDとそのパスワード（以下それぞれ「ID」、「PW」といいます。）を発行したとき、又は乙が別の甲サービスの利用のために取得済のIDについて甲が本サービスでの使用を承認したときに、甲乙間において、本申込における利用申込書又は甲所定の申込フォーム及び本規約に記載された内容を契約内容とする本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立し、乙は本サービスを利用できるものとします。
2. 本申込が、乙の代表者以外の乙の役職員等により為された場合でも、甲は、これを乙の意思によるものと看做すものとし、本サービスの利用が甲により承認された場合、乙は本契約上の権利を取得するとともに義務を負うものとします。

### 第2条（ID・PWの付与・管理等）

1. 甲は、乙に対して、ID・PW又はその一方を新規に割り当てて付与するか、又は別の甲サービスに関して乙に付与したID・PWを、本サービスの利用のために乙が使用することを承認するものとします。
2. 乙は、ID・PWを第三者に知られないように管理するものとし、ID・PWの盗用を防止する措置を自らの責任と負担において行うものとします。
3. 甲は、乙のID・PWを使用して本サービスにアクセスした上で為された各種取引、情報の発信、その他全ての行為については、全て乙の意思により為されたものと看做します。ID・PWの盗用等、乙に何ら過失のない場合であっても、そのために生じた損害について、甲は一切責任を負わないものとします。
4. ID・PWが盗用される等不正に使用された場合は、乙は直ちにその旨を甲に届け出るものとします。

### 第3条（届出義務）

1. 乙は、本申込又は本契約に関連して甲に対し登録又は届出した情報に変更が生じた場合は、甲所定の方法で甲に対し速やかに届け出るものとします。
2. 乙が前項に従った届出を怠った場合は、通知の不到達その他の事由により損害を被ったとしても、甲は一切責任を負わないものとします。

### 第4条（権利の譲渡・貸与の禁止）

乙は、ID・PWの使用を含めた本サービスを利用する権利を第三者へ譲渡、貸与することはできないものとします。

## 第5条（利用開始月）

乙の本サービスの利用開始月は、本申込に記載された利用開始月（但し、甲が別途定めて乙に通知した場合は当該月）とします。

## 第6条（サービスの利用、サービスの変更・停止、再委託等）

1. 乙は、本サービスを日本国内でのみ利用することができるものとし、本サービスの利用において、利用ルール、操作方法等を遵守し、円滑なシステムの導入、利用に努めなければならないものとします。
2. 甲は、乙と他のサービス利用者（甲との間で甲サービスの利用契約を締結し、当該サービスを利用する第三者をいいます。以下同じ）との間の取引には、一切責任を負わないものとします。乙が他のサービス利用者との取引を行う場合、乙は、相手方との間で商品の発送・受領、又は情報の取扱、その他の取引について必要な手続を、全て自らの責任と負担において行うものとします。
3. 甲は、予告なく本サービスで提供する機能を追加、縮小、又は変更することができるものとします。この場合、甲は、甲が可能とする範囲で、甲のウェブサイト若しくは本サービス画面上、又は電子メール等の方法で事前に一定の猶予期間を置いて通知するよう努めるものとします。但し、本サービスの提供を終了する場合は、甲は乙に対し、本サービスの提供終了日の3ヶ月以上前に通知するものとします。
4. 甲は、本サービスを運営するためのシステムの保守、点検、障害の復旧等のため、本サービスを停止することができるものとします。この場合、甲は、甲が可能とする範囲で、甲のウェブサイト若しくは本サービス画面上、又は電子メール等の方法で事前に一定の猶予期間を置いて通知するよう努めるものとします。
5. 甲は、甲乙間で別途書面又は電磁的記録で合意した場合を除き、乙の要望に合わせた本サービスにおけるシステムのカスタマイズを一切行わないものとします。
6. 本サービス又はオプションサービスの全部又は一部を乙が解約する場合、又は甲が提供を終了する場合、乙は、当該サービス利用におけるデータ等のバックアップを自らの責任と負担において行うものとし、解約の効力発生時又は甲の提供終了時以降、甲は乙のデータ等の滅失、毀損等について一切の責任を負わないものとします。
7. 甲は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を、乙の承諾なしに第三者に委託（以下「再委託」といいます。）することができるものとします。この場合、甲は、当該委託先である第三者（以下「再委託先」といいます。）が、甲が本サービスを提供する場合と同等のレベルのサービスを提供するよう、善良な管理者の注意をもって再委託先を監督するものとします。
8. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、甲又は甲が許諾を得た権利者に帰属しており、甲による乙の本サービスの利用許諾によってこれらの権利が乙に譲渡・移転・

利用許諾（但し、本サービス利用に伴って自動的に発生する利用は除きます。）等されるものではありません。

#### 第7条（情報の作成・表示）

1. 乙は、本サービスで情報の作成及び表示をするにあたり、以下の事項を遵守するものとします。
  - (1) 作成・表示にあたっての、本サービスにおける甲所定の規格
  - (2) 特定商取引に関する法律、景品表示法、その他商取引や表示に関する法令
  - (3) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準
  - (4) 著作権、肖像権、商標権、その他知的財産権の保護に関する法令
2. 甲は、乙が前項に違反した場合、その他乙の作成した内容が本サービスにふさわしくないと判断した場合は、乙に対し情報内容等の変更を求めることができます。乙が甲の変更請求に従わない場合、甲は乙の本サービス利用を停止することができるものとします。

#### 第8条（禁止事項）

- 乙は、本サービスを利用するにあたり、以下の事項を行ってはならないものとします。
- (1) 本サービスに不正な手段によりアクセスすること。また、保存されているデータを不正に利用、改ざん又は破壊すること
  - (2) 他者の名義を用いるなどして、他者になりすまして本サービスに申し込み又は利用すること
  - (3) 甲又は他の第三者に誤解を与え、誹謗中傷し、又はその業務を妨害するような風説・虚偽を流布すること
  - (4) 本サービスを模倣又は外見上著しく類似したサービスを販売又は勧誘すること
  - (5) 甲の事前の許可なく、本サービス上のコンテンツ等をそのまま、又は変更を加えて複製し、第三者に公開、表示すること
  - (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は提供すること
  - (7) 甲又は第三者の設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為を行うこと
  - (8) その他、甲が不適切と合理的に判断する行為を行うこと

#### 第9条（秘密保持義務）

1. 甲は、乙の本サービス上のデータ、内容、情報に関し、甲が明示又は公表する「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」のもと、適切に保護するものとします。
2. 甲は、本サービスの構築、変更、改修、改良、拡張、更新、メンテナンス等又は円滑若しくは効率的な提供、又は新サービスの開発若しくは提供に必要な又は有用な範囲で、本サービスから抽出したデータ、内容、情報（以下合わせて「本データ」といいます。）の

利用（複製、改変等を含みます。）を行うことができるものとし、また、その範囲内での利用のために、第三者に秘密保持義務を負わせた上で、甲の責任において、当該第三者に対して本データを提供し、又は当該第三者と共同で本データを利用することができるものとし、

3. 前二項にかかわらず、甲は、本データについて、乙が識別・特定できないように加工し、自由に利用（複製、改変、第三者への提供を含みます。）することができるものとし、
4. 甲は、乙が本サービスを解約した後も、乙の本サービス上のデータ、内容、情報を、乙の取引相手方である他のサービス利用者のために保存することができるものとし、但し、乙から合理的な理由に基づくデータ等の削除依頼があった場合は、甲乙間で協議の上、削除の要否について決定するものとし、
5. 乙は、本サービス上の情報及び本サービスを通じて得た情報について、善良な管理者の注意をもって取扱い、本契約期間中はもとより期間終了後においても、本サービスの利用その他正当な目的以外の目的のために、これを利用し、又は開示・漏洩してはならないものとし、
6. 乙は、甲が本サービスの提供を再委託する場合に、乙の本サービス上のデータ、内容、情報の全部又は一部が、再委託された業務の遂行に必要な範囲で再委託先に提供されることにつき、予め承諾するものとし、

#### 第 10 条（連携サービスの利用）

1. 乙は、本サービスと連携して利用可能な第三者が提供するサービスであって甲が承認したもの（以下「連携サービス」といい、連携サービスを提供する第三者を以下「連携サービス事業者」といいます。）と本サービスを連携して利用する場合、乙の本サービス上のデータ、内容、情報の全部又は一部が連携サービス事業者に提供されることにつき、予め承諾するものとし、
2. 甲は、連携サービス及び本サービスと連携サービスとの連携に関して乙が被った損害について、一切責任を負わないものとし、但し、本サービスと連携サービスとの連携に関して、甲の故意又は重過失により乙に損害が生じた場合には、甲は、第 11 条第 1 項の規定に基づき、乙に対し賠償責任を負うものとし、

#### 第 11 条（損害賠償責任）

1. 甲は、乙が本サービスに関して被った損害について、甲の故意又は重過失によって乙に損害が生じた場合に限り、賠償責任を負うものとし、甲に故意又は重過失がある場合、及び法令の適用その他の理由により本条その他本契約に定める甲の責任を免責する条項にかかわらず甲が損害賠償責任を負う場合、甲は、現実かつ直接に生じた通常損害に限り賠償責任を負うものとし、逸失利益及び特別損害については予見可能性の有無を問わず賠償責任を負わないものとし、また、甲が負う損害賠償責任の累積上限額

は、乙が本サービスを有料で利用している場合は、直近1ヶ月間に甲が乙から受領した本サービスの月額使用料（税抜）とします。なお、乙が本サービスを無料で利用している場合は、甲は故意又は過失の有無にかかわらず乙に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。

2. 甲は、本サービスを安定的かつ継続的に管理・運用することに努めるものとしますが、天災、停電、テロ等の不可抗力により突然に、システムの変更、保守作業等により計画的に、又はアクセス過多、システムの過負荷、本サービスの提供に関して連携している他社サービス（連携サービスを含みます。）における障害その他一切の事情により、システムの全部又は一部が一定期間停止し、又はシステム処理が遅延する場合（以下これらを総称して「システム停止等」といいます。）があることを乙は予め承諾し、システム停止等による月額使用料等の返還、損害の補償等を甲に請求しないものとします。
3. 甲は、乙が他のサービス利用者又はその他の第三者（連携サービス事業者を含みます。）との間で生じた紛争には、一切関与しないものとします。万一、甲が、乙に関係するクレームへの対応、又は損害賠償等の支払を求められた場合、乙は、そのために甲が要した弁護士費用その他の費用及び賠償金を含む一切の負担・損害を、甲に対し賠償するものとします。
4. 甲は、乙が本サービスを利用するために使用するPC等の機器又はインターネット回線を含む他社サービスに依存する問題について、一切の対応を行わず、問題の解決を保証しないものとします。

## 第12条（解除）

1. 甲は、乙が以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、又はその可能性があるとして甲が判断した場合には、何らの催告等なく乙に対し通知することによって、直ちに本サービスを含む甲サービスの利用契約を解除することができるものとし、解除により生じた乙の損害につき何ら責任を負わないものとします。この場合、甲が乙に向けて解除の通知を発した時に、解除の効力が発生するものとします。また、この場合、乙は契約解除と同時に甲に対し負う債務について期限の利益を喪失し、直ちに全額を甲に対し支払うものとします。
  - (1) 本規約を含む本契約の条項又は甲との他の取引に関する約定に違反したとき
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき
  - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
  - (4) 支払の停止、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算若しくはこれらに類似する債務整理手続開始の申し立て、及びそれに類する乙又は乙代理人からの通知があったとき
  - (5) 解散又は営業停止となったとき

- (6) その他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - (7) 販売方法、取扱商品、取扱サービスについて行政当局による注意又は勧告を受けたとき
  - (8) データに誤りがあることを知りながら提供する行為又はデータを改ざんする行為を行ったとき
  - (9) その他、法令に反する行為を行ったとき
  - (10) 乙が最後に本サービスを利用してから5年が経過したとき
2. 甲は、前項各号に該当しない場合であっても、乙の本サービス利用の継続が相当ではないと合理的に判断したときは、乙に対し通知の上、本サービスの提供を停止し、本契約を解除することができるものとします。この場合、甲が乙に向けて解除の通知を発した時に、解除の効力が発生するものとします。また、この場合、乙は契約解除と同時に甲に対し負う債務について期限の利益を喪失し、直ちに全額を甲に対し支払うものとします。

#### 第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれか一つにでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、自己の債務の弁済を要せず、また、催告等何らの手続を要しないで直ちに、相手方と締結した全ての契約を解除し、一切の取引を停止することができるものとし、
4. 甲又は乙は、前項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとし、

#### 第14条（規約の変更等）

1. 甲は、本サービスに関連する実情や社会経済情勢の変動、法令や税制の変更その他諸般の状況の変化等の事由があると判断した場合、及び本サービスの内容に変更がある場合には、本規約を含む本契約の内容（本サービスの使用料・費用等を含みます。以下「本規約の内容等」といいます。）を変更することができるものとし、
2. 甲が本規約の内容等を変更する場合、甲は乙に対し、一定の猶予期間を置いて本規約の内容等を変更する旨及び変更後の本規約の内容等とその効力発生日を事前に甲のウェブサイト若しくは本サービス画面上、又は電子メール等の方法で通知するものとし、乙は、変更内容に異議ある場合には、当該効力発生日までに限り甲へ通知することにより本契約を解約することができるものとし、乙が当該効力発生日までに本契約を解約しない場合は、本規約の内容等の変更に同意したものと看做します。なお、乙が本条に基づいて本契約を解約した場合でも、乙が有料サービスを利用していた場合は、当該終了月までの使用料は発生するものとし、
3. 乙が本規約の内容等の変更の効力発生日以前に本サービスの利用に関して甲との間で締結した利用規約（以下「旧規約」といいます。）は、甲乙間で別途書面又は電磁的記録により旧規約の変更につき合意していた内容を除き全て効力を失い、本規約の内容等の変更の効力発生後は、変更後の本規約の内容等のみが適用されるものとし、但し、本規約の内容等の変更の効力発生日以前にそれまでの本契約の内容に基づき既に発生していた乙の未払いの使用料、費用、損害賠償金等の権利義務に関しては、本規約の内容等の変更は直接には影響を及ぼさないものとし、

#### 第15条（誠実協議義務）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとし、

#### 第16条（分離可能性）

1. 本契約のいずれかの条項又はその一部が、法令の適用その他の理由により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該無効又は執行不能と判断された条項又はその一

部（以下「無効等部分」といいます。）以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとし、甲は、無効等部分を補い、又は執行力をもたせるために必要な範囲で本規約を含む本契約を修正し、無効等部分について同様の趣旨及び法律上・経済上同等ないし類似の効果を確保できるように努め、乙はこれに協力するものとし、

2. 本契約のいずれかの条項又はその一部が、他のサービス利用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、乙との関係における有効性等には原則として影響を及ぼさないものとし、

#### 第 17 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【本則-4】

#### 《有料利用特約》

乙は、甲サービスのうち甲が有料で提供する各種サービス（以下「有料サービス」といいます。）の利用を希望する場合は、本則に加え以下の特約（以下「有料利用特約」といいます。）に従い有料サービスを利用するものとし、有料利用特約は、乙が利用する全ての有料サービスに対して適用されるものとし、

#### 第 1 条（有料サービスの利用者）

有料サービスは、事業を営む法人又は個人が利用できるものとし、

#### 第 2 条（月額使用料）

1. 乙は、有料サービスの基本サービス、オプションサービス、その他甲が有料で提供するサービスのうち月単位で課金されるものを利用する場合、その対価として、甲が本申込における利用申込書又は甲所定の申込フォームに記載して乙に提示する月額使用料（以下「月額使用料」といいます。）を甲に支払うものとし、
2. 月額使用料は、本申込に記載された有料サービスの利用開始月（但し、甲乙間で月額使用料の発生開始月を別途定めた場合にはその月）から、有料サービスの利用終了日の属する月まで発生するものとし、月の途中から利用を開始した場合又は月の途中で解約等により利用を終了した場合でも日割計算は行われず、乙は、当該月について 1 ヶ月分全額の月額使用料を支払うものとし、
3. 乙は、月額使用料を、甲の指定する「預金口座振替依頼書」を甲に提出した上で、各使用月の末日締め翌月 27 日（休日の場合は翌営業日）払いの約定にて銀行口座振替の方

法により甲に支払うものとします。

4. 乙は、月額使用料を銀行振込の方法で支払うことを希望する場合、事前に甲に申請して承認を得るものとし、各使用月の末日締め翌月末日（休日の場合は前営業日）までに甲の請求書に基づき甲の指定する銀行口座に振り込む方法により甲に支払うものとします。なお、振込手数料は乙の負担とします。

### 第3条（セットアップ費用）

1. 乙は、甲サービスの利用にあたりセットアップの必要な甲サービスを申し込み、当該セットアップを甲に依頼した場合、次項以下の定めに従うものとします。
2. 乙は、当該セットアップ費用（以下「セットアップ費用」といいます。）を、当該セットアップ申込月の末日締め翌月末日（休日の場合は前営業日）までに甲の請求書に基づき甲の指定する銀行口座へ振り込む方法により甲に支払うものとします。なお、振込手数料は乙の負担とします。
3. 乙は、セットアップの申込手続を完了した後は、当該セットアップにかかる甲サービスの提供開始日以前に、当該セットアップにかかる甲サービスの利用契約を解約することはできないものとします。但し、乙は、セットアップ費用相当額を違約金として甲に支払うことにより、当該セットアップにかかる甲サービスの利用契約を解約できるものとします。
4. 乙の都合で本サービスの利用を中止した場合でも、乙は甲に対し、当該セットアップ費用を支払う義務を負うものとします。

### 第4条（その他料金等）

有料サービスのうち月単位で課金されるもの及びセットアップ以外の、有料サービスにかかる使用料、費用、その他の料金（以下「その他料金等」といいます。）並びにその支払時期及び支払方法については、甲が別途定めて乙に通知するものとします。

### 第5条（解除）

乙が、月額使用料、セットアップ費用若しくはその他料金等、又は本契約に関連して甲に対して負う一切の支払債務の支払を怠り、又は遅延した場合、甲は、何らの催告等なく乙に対し通知することによって、直ちに甲が乙に提供する全てのサービスの乙への提供を停止し、本契約を解除できるものとし、当該提供停止・解除により生じた乙の損害につき何ら責任を負わないものとします。この場合、甲が乙に向けて解除の通知を発した時に、解除の効力が発生するものとします。また、この場合、乙は契約解除と同時に甲に対し負う一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに全額を甲に対し支払うものとします。

### 第6条（遅延損害金）

乙が、月額使用料、セットアップ費用若しくはその他料金等、又は本契約に関連して甲に対して負う一切の支払債務の支払を怠り、又は遅延した場合、乙は、支払期限の翌日から支払いに至るまで、年10%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。

【有料-4】

#### 《BtoB プラットフォーム ID 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォームIDで利用できる各種サービス（以下「本利用サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本利用サービスを利用するものとします。

#### 第1条（登録事項の変更）

乙は、本利用サービスに登録した企業名等の企業情報に変更が生じた場合は、自らの責任と負担でその内容を変更するものとし、当該変更に関して甲は一切の責任を負わないものとします。

#### 第2条（データの保存）

甲は、本利用サービスを利用して行われた電子取引にかかる乙のデータを、当該データの作成日等から起算して12年間、保存するものとします。但し、本利用サービス又はそのオプションサービスの全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本利用サービスの提供を終了した場合、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本利用サービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

#### 第3条（BtoB プラットフォーム契約書サービスの利用）

1. 第2条の規定にかかわらず、甲は、乙が、本利用サービスのうちBtoBプラットフォーム契約書サービス（以下「本契約書サービス」といいます。）を利用して作成した契約書（以下「契約書」といいます。）のデータ（以下「契約書データ」といいます。）を、当該契約書の締結日から起算して12年経過後に削除できるものとします。但し、それ以前に本契約書サービスの利用契約が解約又は解除された場合、及び甲が本契約書サービスの提供を終了した場合、甲は、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本契約書サービスの提供終了時以降、乙の契約書データを削除できるものとします。なお、契約書データの添付データについては、甲は保存する義務を負わないものとします。
2. 乙は、契約書データのバックアップを自らの責任と負担において行うものとします。前項の理由による削除、又は天災、停電、テロ等の不可抗力により、契約書データが滅失又は毀損した場合、それにより乙が損害を被ったとしても、甲は一切責任を負わないも

のとします。

3. 乙は、本契約書サービスを利用して、他のサービス利用者（以下「他サービス利用者」といいます。）との合意事項を証跡として本契約書サービスに保存する場合、当該他サービス利用者が当該合意を為すための正当な権限を有していることを、事前に自らの責任と負担において確認するものとします。甲は、他のサービス利用者が当該権限を有していることを保証するものではないことを、乙は承諾するものとします。
4. 乙は、本契約書サービスの ID を使用して発行された電子証明書が契約名義人の電子署名の正当性を証明することが、本契約書サービスの運用の前提であることを充分認識の上、以下の事項を確約するものとします。
  - (1) 本契約書サービスにおいて発行される電子証明書の正当性に疑義を生ぜしめるような電子署名が行われないう、甲から付与された ID・PW に関して厳に管理し、その管理及び使用についての責任を負い、ID 又は PW の適切でない使用が為された場合を含め、乙の ID を使用して本契約書サービスにおいて発行された電子証明書が乙による電子署名を証明することにつき異議を唱えないこと。
  - (2) 乙と取引を行う他サービス利用者が、甲から付与される ID・PW を使用して本契約書サービスにおいて行う電子署名が、当該他サービス利用者の正当な契約名義人による適切な電子署名となることを乙自らの責任と負担において確認し、当該契約名義人の正当性又は当該電子署名の適切性につき疑義が生じた場合、乙自らの責任と負担においてこれを解決すること。

【PFID-6】

#### 《BtoB プラットフォーム受発注 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム受発注サービス（以下「本受発注サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本受発注サービスを利用するものとします。

#### 第1条（利用拠点）

乙は、複数の拠点を展開して本受発注サービスの買い手サービスを利用する場合、乙が展開する全ての拠点を対象として利用するものとし、一部拠点のみの部分的な利用はできないものとします。なお、拠点の所在地が異なる場合は別拠点として、拠点ごとに別の店舗・部門IDを取得するものとします。

#### 第2条（月額使用料の算定等）

本受発注サービスの売り手サービスにおける月額使用料の算定の基礎となる月間取引金額

は、毎月1日から末日までの間に買い手企業から売り手企業へ送信された受領伝票に記載された金額の合計額とします。但し、受領伝票に記載された金額が、当該取引において通常想定される金額として不相当なものであると甲が判断した場合、甲は、当該金額の相当性について乙に説明を求めることができるものとします。

### 第3条（データの保存）

甲は、本受発注サービスを利用して行われた電子取引（当該取引について受領伝票が発行されたものに限ります。）にかかる乙のデータを、当該取引で発行された受領伝票の伝票日付から起算して少なくとも12年間、保存するものとします。但し、本受発注サービス又はそのオプションサービスの全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本受発注サービスの提供を終了した場合、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本受発注サービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

### 第4条（解約）

甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本受発注サービスの利用契約を解約できるものとします。

【受発注-4】

### 《BtoBプラットフォーム受発注ライト 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム受発注ライトサービス（以下「本受発注ライトサービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本受発注ライトサービスを利用するものとします。

### 第1条（月額使用料の算定等）

月額使用料の算定の基礎となる月間受注金額は、毎月1日から末日までの間に買い手企業から売り手企業に送信された発注伝票に記載された金額の合計額とします。なお、買い手企業により発注伝票が作成されず、売り手企業が作成して本受発注ライトサービスに登録した発注データは対象外とします。また、発注伝票に記載された金額が当該取引において通常想定される金額として不相当であると甲が判断した場合、甲は、当該金額の相当性について乙に説明を求めることができるものとします。

### 第2条（データの保存）

甲は、本受発注ライトサービスを利用して行われた電子取引（当該取引について受領伝票が発行されたものに限ります。）にかかるデータを、当該取引で発行された受領伝票の伝票日

付から起算して少なくとも12年間、保存するものとします。但し、本受発注ライトサービスの利用契約の全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本受発注ライトサービスの提供を終了した場合、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本受発注ライトサービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

### 第3条（解約）

甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本受発注ライトサービスの利用契約を解約できるものとします。

【受発注 L-3】

### 《BtoB プラットフォーム メーカー受発注 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム メーカー受発注サービス（以下「本メーカー受発注サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性格に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本メーカー受発注サービスを利用するものとします。

### 第1条（月額使用料の算定）

月額使用料は、前月末日時点の登録済みの取引先ID数を基準として算定されるものとします。

### 第2条（データの保存）

甲は、本メーカー受発注サービスを利用して行われた電子取引（当該取引について受領伝票が発行されたものに限り、）にかかる乙のデータを、当該取引で発行された受領伝票の伝票日付から起算して少なくとも12年間、保存するものとします。但し、本メーカー受発注サービス又はそのオプションサービスの全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本メーカー受発注サービスの提供を終了した場合、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本メーカー受発注サービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

### 第3条（解約）

甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本メーカー受発注サービスの利用契約を解約できるものとします。

【受発注 ML-3】

### 《BtoB プラットフォーム商談 利用特約》

乙は、本サービスのうちBtoBプラットフォーム商談サービス（以下「本利用サービス」という）を利用する場合、本特約に従うものとします。

#### 第1条（利用の審査）

1. 乙が本利用サービスの買い手サービスを利用する場合、以下の各号を適用するものとします。
  - (1) 甲は、乙の利用申込書の内容を審査し、乙による本利用サービス利用の是非を決定するものとします。
  - (2) 甲は、前号（1）の審査において、乙の信用度を第三者に調査させることができるものとします。
  - (3) 甲は、前号（1）の審査の結果、乙に本利用サービスを利用するための信用度がないと判断した場合、その他甲の定める要件を満たさないと判断した場合、その理由を示すことなく利用を拒否することができるものとします。
  - (4) 乙は、甲に対して、前号（3）の拒否について、債務不履行、不法行為、不当利得、その他請求原因の如何を問わず、何らの請求もすることができないものとします。

#### 第2条（月額使用料）

乙は、本利用サービスを使用する場合、「有料利用特約」第2条（月額使用料）3項の定めに関わらず、基本サービスの月額使用料を、甲の指定する「預金口座振替依頼書」を甲に提出した上で、使用月の当月27日（休日の場合は翌営業日）に銀行口座振替により甲に支払うものとします。

#### 第3条（決済代行サービスの利用）

乙が決済代行サービスを利用する場合、乙は、別途甲所定の手続きにより、決済代行サービスの利用規約に同意し、甲に利用の申込をするものとします。

#### 第4条（契約期間）

1. 本利用サービスは、利用開始の日より1年を経過した月の末日までを契約期間とします。但し、契約終了日の1ヶ月前までに、当事者の一方から甲所定の手続による解約の申し入れがない限り、本契約期間は同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 乙が、甲所定の申込手続を行った後、前項に定める契約期間の終了日以前に、本利用サービスの利用契約を解約することは出来ないものとします。但し、違約金として契約期間未経過分の月額使用料を、契約終了日までに甲に支払うことにより、当該解約を可能とします。
3. 前項に関わらず、決済代行サービスの利用については、乙は、契約終了日の1ヶ月前ま

で、甲所定の手続による解約の申し入れをすることにより、当該サービスの利用を終了することが出来るものとします。

【商談-3】

#### 《BtoBプラットフォーム規格書 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム規格書サービス（以下「本規格書サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本規格書サービスを利用するものとします。

#### 第1条（月額使用料の算定等）

1. 本規格書サービスの有料サービス（以下「本規格書有料サービス」といいます。）であるメーカー機能にかかる従量制プランにおける月額使用料の算定の基礎となる規格書の登録数は、乙による本申込時の届出に基づくものとします。
2. 乙は、本申込時に届け出た規格書の登録数、又は利用 ID 数等により決定された利用区分の変更を希望する場合は、甲所定の手続で利用区分変更の申し入れをするものとします。なお、当該利用区分変更において規格書の登録数を増加する場合は、当該利用区分変更の申し入れの日の属する月から適用されるものとし、その登録数を減少する場合は、申し入れのあった日の属する月の翌月から適用されるものとします。
3. 前項により、乙が規格書の登録数を減少する内容の利用区分変更を申し入れた場合において、当該利用区分変更が適用される予定であった月の1日の時点で、乙が登録している規格書数に変更後の利用区分で設定された規格書数を超過しているときは、当該利用区分変更は効力を失い、申し入れ前の利用区分が適用されるものとします。

#### 第2条（解約）

乙が本規格書有料サービスを利用している場合、甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本規格書有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

【規格書-4】

#### 《BtoBプラットフォーム請求書 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム請求書サービス（以下「本請求書サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本請求書サービスを利用するものと

します。

#### 第1条（取引先 ID・PW）

1. 乙は、本請求書サービスの有料サービス（以下「本請求書有料サービス」といいます。）を利用する場合、本請求書サービスを利用して請求書を発行し、又は受領する乙の取引先に対して、本請求書サービスを利用するための仮の ID・PW（以下「取引先 ID・PW」といいます。）を発行することができるものとします。
2. 乙は取引先 ID・PW を、当該取引先以外の第三者に知られないように管理するものとし、取引先 ID・PW の盗用を防止する措置を自らの責任と負担において行うものとします。
3. 甲は、取引先 ID・PW を使用して本請求書サービスにアクセスした上で為された各種取引、情報の発信、その他全ての行為については、全て取引先 ID・PW を発行された取引先 の意思により為されたものと看做します。取引先 ID・PW の盗用等、乙及び取引先に何ら過失のない場合であっても、そのために生じた損害について、甲は一切責任を負わないものとします。
4. 取引先 ID・PW が盗用される等不正に使用された場合は、乙は直ちにその旨を甲に届けるものとします。

#### 第2条（登録情報の変更）

乙は、本請求書サービスに登録した企業名等の企業情報（以下「登録情報」といいます。）に変更が生じた場合は、自らの責任と負担でその内容を変更するものとし、当該変更に関して甲は一切責任を負わないものとします。

#### 第3条（データの保存）

甲は、本請求書サービスを利用して行われた電子取引（当該取引について請求書又は通知書が発行されたものに限り、）にかかる乙のデータを、当該取引で発行された請求書の発行日又は通知書の通知日から起算して少なくとも12年間、保存するものとします。但し、本請求書サービス又はそのオプションサービスの利用契約の全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本請求書サービスの提供を終了した場合、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本請求書サービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

#### 第4条（月額使用料等の請求方法）

乙は、本請求書サービスの有料サービス（以下「本請求書有料サービス」といいます。）を利用する場合、本請求書有料サービスの利用に関する月額使用料、セットアップ費用、その他料金等の請求が、本請求書サービスを利用して行われることを承諾するものとします。

#### 第5条（本請求書有料サービスの解約）

乙が本請求書有料サービスを利用している場合、甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本請求書有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

【請求書（有料）-5】

#### 《BtoBプラットフォーム契約書 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム契約書サービス（以下「本契約書サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性格に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本契約書サービスを利用するものとします。

#### 第1条（電子証明書の効果及び確約事項）

乙は、本契約書サービスのIDを使用して発行された電子証明書が、契約名義人又は社内文書（但し、社内文書への利用は、乙が本契約書サービスの有料サービス（以下「本契約書有料サービス」といいます。）を利用するときに限ります。）の署名者（以下「署名者」といいます。）の電子署名の正当性を証明することが、本契約書サービスの運用の前提であることを充分認識の上、以下の事項を確約するものとします。

- (1) 本契約書サービスにおいて発行される電子証明書の正当性に疑義を生ぜしめるような電子署名が行われないよう、甲から付与されたID・PWに関して厳に管理し、その管理及び使用についての責任を負い、ID又はPWの適切でない使用が為された場合を含め、乙のIDを使用して本契約書サービスにおいて発行された電子証明書が乙又は署名者による電子署名を証明することにつき異議を唱えないこと。
- (2) 乙と取引を行う他のサービス利用者（以下「他サービス利用者」といいます。）又は署名者が甲から付与されるID・PWを使用して本契約書サービスにおいて行う電子署名が、当該他サービス利用者の正当な契約名義人又は署名者による適切な電子署名となることを乙自らの責任と負担において確認し、当該契約名義人又は署名者の正当性又は当該電子署名の適切性につき疑義が生じた場合、自らの責任と負担においてこれを解決すること。

#### 第2条（データの保存）

1. 甲は、乙が本契約書サービスを利用して作成した契約書（以下「契約書」といいます。）のデータ（以下「契約書データ」といいます。）を、当該契約書の締結日から起算して12年経過後に削除できるものとします。但し、それ以前に本契約書サービスの利用契約が解約又は解除された場合、及び甲が本契約書サービスの提供を終了した場合、甲は、当該解約若しくは解除の効力発生時、又は本契約書サービスの提供終了時以降、乙の契約

書データを削除できるものとします。なお、契約書の添付データについては、甲は保存する義務を負わないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、乙が本契約書有料サービスを利用する場合、乙が本契約書有料サービスを利用して作成した契約書及び社内文書のデータ（以下、社内文書のデータを「社内文書データ」といいます。）並びにそれらの添付データについて、甲は、乙が本契約書有料サービスの利用契約を継続する限り保存するものとします。但し、本契約書有料サービスの利用契約が解約又は解除された場合、及び甲が本契約書有料サービスの提供を終了した場合、甲は、当該解約又は解除の効力発生時、又は本契約書有料サービスの提供終了時以降、乙の契約書データ及び社内文書データ並びにそれらの添付データを削除できるものとします。
3. 乙が本契約書有料サービスの利用契約を解約した場合において本契約書有料サービスの利用契約を継続するときは、甲は、乙が本契約書有料サービスを利用して作成した契約書の契約書データを、当該契約書の締結日から起算して12年経過後（但し、本契約書有料サービスの利用契約の解約等の時点で締結日から12年を経過している場合は、当該解約日から起算して1年経過後）に削除できるものとします。但し、契約書の添付データについては、甲は、本契約書有料サービスの利用契約の解約等の日から起算して1年経過後に削除できるものとし、社内文書データ及びその添付データについては、本契約書有料サービスの利用契約の解約等の時点以降、甲は保存する義務を負わないものとします。

### 第3条（バックアップ）

乙は、契約書データ及び社内文書データ並びにそれらの添付データのバックアップを自らの責任と負担において行うものとします。前条の理由による削除、又は天災、停電、テロ等の不可抗力により、契約書データ又は添付データが滅失又は毀損し、それにより乙が損害を被ったとしても、甲は一切責任を負わないものとします。

### 第4条（権限等の不保証）

乙は、本契約書有料サービスを利用して、他サービス利用者との合意事項を証跡として本契約書有料サービス上に保存する場合、又は乙の社内文書の合意事項を証跡として保存する場合、当該他サービス利用者又は署名者が当該合意を為すための正当な権限を有していることを、事前に自らの責任と負担において確認するものとします。甲は、他サービス利用者又は署名者が当該権限を有していることを保証するものではないことを、乙は承諾するものとします。

### 第5条（追加料金）

乙は、本契約書有料サービスのPDF・添付ストレージ機能を利用している場合において、利用データ量が甲の指定容量を超過したときは、甲所定の追加料金を超過月の翌月に、甲所定の方法で甲に支払うものとします。

#### 第6条（本契約書有料サービスの解約）

乙が本契約書有料サービスを利用している場合、甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本契約書有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

【契約書（有料）-5】

#### 《BtoBプラットフォーム受発注（製造業）S 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム受発注（製造業）サービス（以下「本受発注（製造業）サービス」といいます。）を利用する場合、本特約に従い本受発注（製造業）サービスを利用するものとします。

#### 第1条（データの保存）

甲は、本受発注（製造業）サービスを利用して行われた電子取引にかかる乙のデータを、当該取引の発注日から起算して少なくとも12年間、保存するものとします。但し、本受発注（製造業）サービス又はそのオプションサービスの全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本受発注（製造業）サービスの提供を終了した場合、当該解約又は解除の効力発生時、又は本受発注（製造業）サービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

#### 第2条（本受発注（製造業）有料サービスの解約）

乙が本受発注（製造業）有料サービスを利用している場合、甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本受発注（製造業）有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

【受発注（製造業）S-2】

#### 《BtoBプラットフォーム TRADE 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォームTRADEサービス（以下「本TRADEサービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本TRADEサービスを利用するものとします。

#### 第1条（データの保存）

1. 甲は、本 TRADE サービスを利用して行われた電子取引にかかる乙のデータを、当該取引

において発行された各帳票の承認日（但し、発注書及び発注請書については発行日）から起算して少なくとも12年間、保存するものとします。但し、本 TRADE サービス又はそのオプションサービスの全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本 TRADE サービスの提供を終了した場合、当該解約又は解除の効力発生時、及び本 TRADE サービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

2. 乙が本 TRADE サービスの有料サービス（以下「本 TRADE 有料サービス」といいます。）を利用する場合、甲は、本 TRADE 有料サービスを利用して行われた乙の電子取引にかかる乙のデータの他、添付ストレージに保存されたデータについても、当該取引において発行された発行された各帳票の承認日（但し、発注書及び発注請書については発行日）から起算して少なくとも12年間、保存するものとします。但し、本 TRADE サービス又はそのオプションサービスの全部又は一部が解約又は解除された場合、及び甲が本 TRADE サービスの提供を終了した場合、当該解約又は解除の効力発生時、又は本 TRADE サービスの提供終了時以降、甲は保存義務を負わないものとします。

## 第2条（追加費用）

乙が本 TRADE サービス上に資料等のデータを保存するためのストレージ機能で保存する資料等のデータ量が、甲の指定容量を超過した場合、乙は、甲所定の追加料金を当該超過利用月の翌月に、甲所定の方法で甲に支払うものとします。

## 第3条（本 TRADE 有料サービスの解約）

乙が本 TRADE 有料サービスを利用している場合、甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本 TRADE 有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

【TRADE-2】

## 《BP ワークフロー利用特約》

乙は、甲サービスのうちBPワークフローサービス（以下「本ワークフローサービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性格に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本ワークフローサービスを利用するものとします。

## 第1条（データの保存）

1. 甲は、乙が本ワークフローサービスを利用して作成したデータ（申請情報が作成され、最終承認がなされたものに限り、以下同じ）を、申請情報が最終承認された時から起算して12年間、保存するものとします。但し、本ワークフローサービスの利用契約が

解約又は解除された場合、及び甲が本ワークフローサービスの提供を終了した場合、当該解約又は解除の効力発生時、又は本ワークフローサービスの提供終了時以降、甲は乙のデータを削除できるものとします。なお、添付データについては、甲は保存する義務を負わないものとします。

2. 乙が本ワークフローサービスの有料サービス（以下「本ワークフロー有料サービス」といいます。）を利用する場合、甲は、乙が本ワークフロー有料サービスを利用して作成したデータの他、その添付データ（以下、総称して「データ等」といいます。）についても、乙が本ワークフロー有料サービスを利用する限り、保存するものとします。但し、本ワークフロー有料サービスの利用契約が解約又は解除された場合、及び甲が本ワークフロー有料サービスの提供を終了した場合、甲は、当該解約又は解除の効力発生時、又は本ワークフロー有料サービスの提供終了時以降、乙のデータ等を削除できるものとします。
3. 乙が本ワークフロー有料サービスの利用契約を解約した場合において、本ワークフローサービスの利用契約を継続するときは、甲は、当該解約の日から1年経過後に乙のデータ等を削除できるものとします。

## 第2条（本ワークフロー有料サービスの解約）

乙が本ワークフロー有料サービスを利用している場合、甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本ワークフロー有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

【WF（有料）-2】

## 《BtoBプラットフォーム業界チャネルサービス利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム業界チャネルサービス（以下「本業界チャネルサービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本業界チャネルサービスを利用するものとします。

## 第1条（サービスの申込・利用）

1. 乙は、本業界チャネルサービスの利用にあたり、事前に甲所定の手続を行い、甲からBtoBプラットフォームID（以下「PFID」といいます。）の発行を受けるものとします。乙は、甲所定の手続に従い、PFIDを提示の上、本業界チャネルサービスの利用の申込を行うものとし、甲が当該PFIDについて本業界チャネルサービスでの使用を承認した場合に、甲乙間で本業界チャネルサービスの利用契約が成立し、乙は本業界チャネルサービスを利用できるものとします。
2. 乙は、別途甲所定の手続を行うことにより、本業界チャネルサービスで使用するPFIDを

変更できるものとします。

## 第2条（登録情報の変更）

乙は、本業界チャンネルサービスに登録した企業名等の企業情報に変更が生じた場合は、自らの責任と負担においてその内容を変更するものとし、当該変更に関して、甲は一切の責任を負わないものとします。

## 第3条（知的財産権）

1. 乙は、本業界チャンネルサービス及びそれに含まれるコンテンツ、データ、内容、情報等（以下「本コンテンツ等」といいます。）に関する権利が、甲又は本業界チャンネルサービスに本コンテンツ等を提供している企業（以下「提供元」といいます。）に帰属し、本コンテンツ等が著作権法、商標法、意匠法等の各種法令によって保護されていることを承諾の上、本業界チャンネルサービスを利用するものとします。
2. 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本コンテンツ等の複製、公開、譲渡、貸与、翻訳、転売、転送、使用許諾又は再利用等の行為（以下「複製等」といいます。）してはならないものとします。乙が甲の事前の承諾を得て複製等を行い、それにより乙が損害を被ったとしても、甲及び提供元は一切責任を負わないものとします。

## 第4条（コンテンツ等）

1. 乙は、本コンテンツ等を自らの責任と判断において利用するものとします。甲は、本コンテンツ等の完全性、正確性、確実性、有効性、安全性、合目的性等について、いかなる保証も行わず、また、本コンテンツ等から発生するあらゆる問題について一切責任を負わないものとします。
2. 甲は、本業界チャンネルサービスが提携、参照、リンク等するサービス（以下「提携サービス」といいます。）及びそのウェブサイト上のコンテンツ、データ、情報等について、いかなる保証も行わず、また、それらから発生するあらゆる問題について、一切責任を負わないものとします。
3. 甲は、本業界チャンネルサービスが提携、参照、リンク等するサービス（以下「提携サービス」といいます。）の提供の中止、停止、故障等により、乙に損害が生じたとしても、これについて一切責任を負わないものとします。

## 第5条（月額使用料等の請求方法）

乙が本業界チャンネルサービスの有料サービス（以下「業界チャンネル有料サービス」といいます。）を利用する場合、乙は、本業界チャンネル有料サービスの利用に関する月額使用料、セットアップ費用、その他料金等の請求が、甲が提供するBtoBプラットフォーム請求書サービスを利用して行われることを承諾するものとします。

## 第6条（契約期間）

1. 本業界チャンネル有料サービスは、利用開始の日より1年を経過した月の末日（以下「契約終了日」といいます。）までを契約期間とします。但し、契約終了日の1ヶ月前までに、当事者の一方から甲所定の手続による解約の申し入れがない限り、契約期間は同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 乙は、甲所定の申込手続を行った後は、契約終了日以前に、本業界チャンネル有料サービスの利用契約を解約できないものとします。但し、違約金として契約終了日までの月額使用料の全額を乙の解約希望日までに甲に支払うことにより、本業界チャンネル有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

【業界C（有料）-4】